

軽症高額特例について

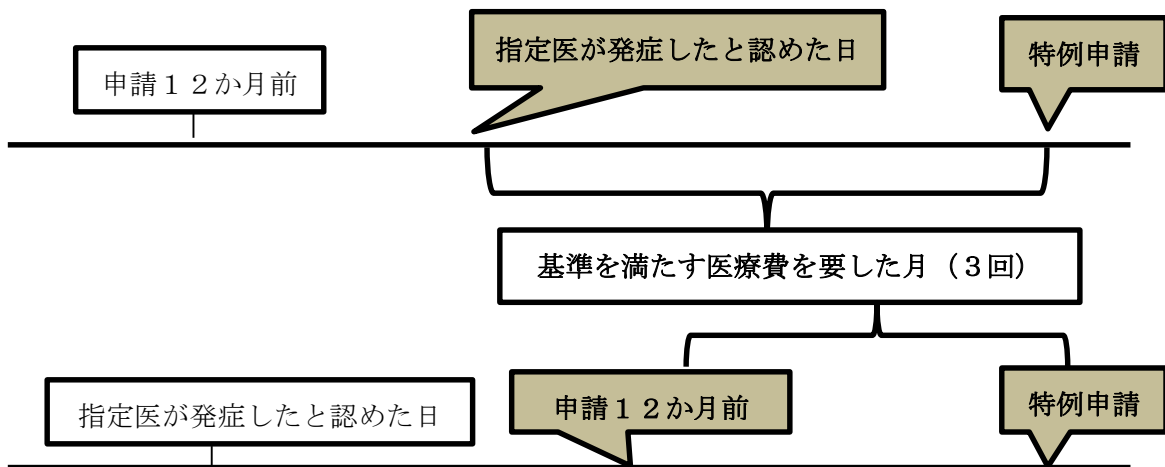
軽症高額特例は、「指定難病にかかっていることは確認できるものの、病状の程度により支給認定を受けられなかった」方のために、平成27年1月からの新制度より設けられました。特例申請が承認されると、通常の承認者と同じように医療費助成を受けることができます。

(1) 対象者

指定難病審査会にて、「病状の程度が特定医療費の対象となる程度でない」(診断基準は満たしているが、重症度の基準を満たしていない)との理由で認定されなかった方のうち、軽症高額特例申請日までの期間(※1)に、指定難病及び指定難病に付随して発生する傷病に関する医療費で、医療費総額(10割分)が、1月あたり33,330円を超えている月が3か月以上ある方。

※1 軽症高額特例申請日までの期間とは...

「軽症高額特例の申請のあった日の属する月から12か月前の月」と「指定難病を発症したと難病指定医が認めた月(診断書に記載された月)」とを比較し、後の月から特例申請日までの期間を指します。



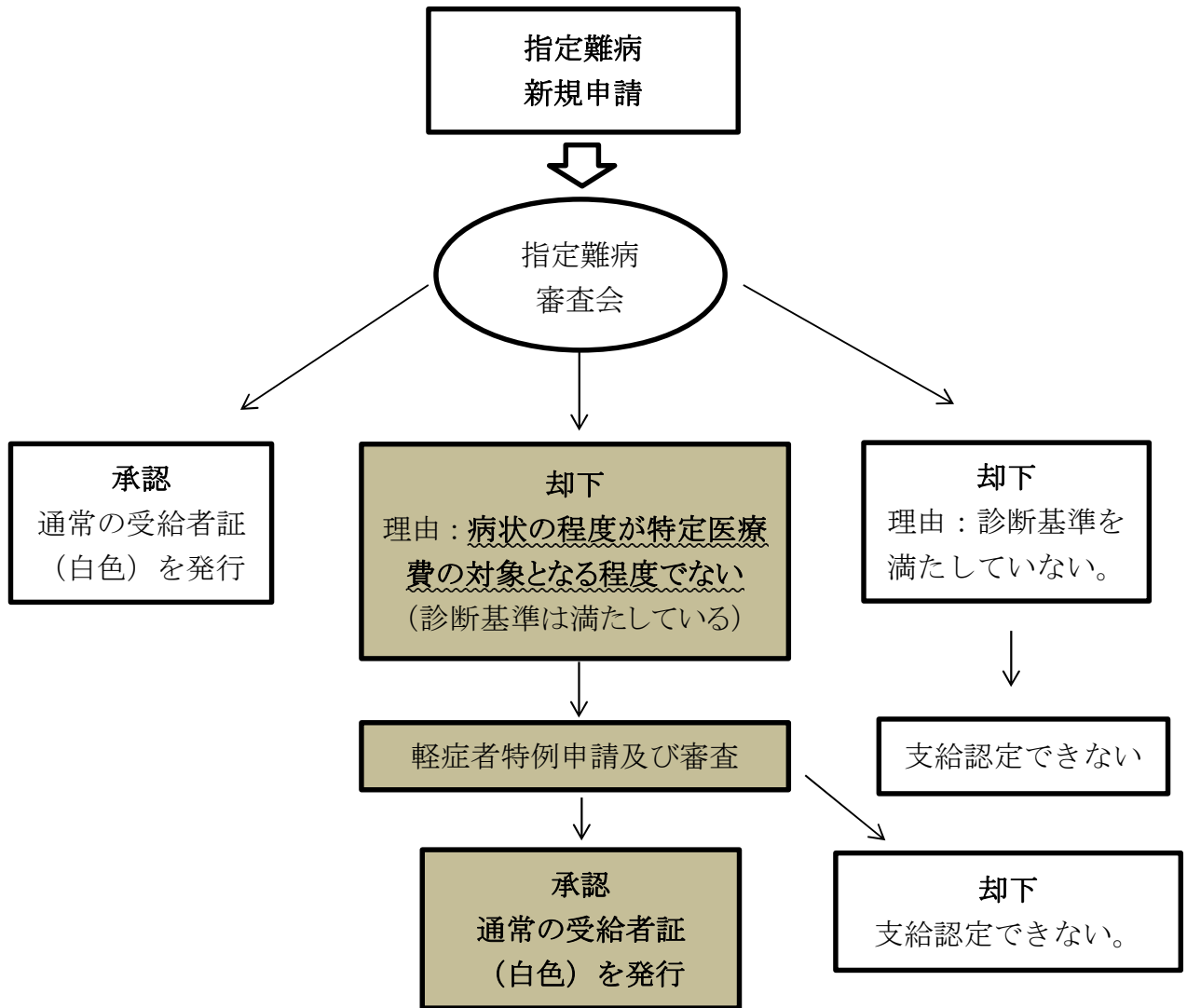
※2 医療費総額には、入院時の食事療養費・生活療養費は含みません。

(なお、特定医療費の支給対象となる介護保険サービスに要する費用は含む)

(2) 軽症高額特例用の受給者証の取扱いについて

- ・特例が承認された場合は、軽症者特例であることが明記された受給者証が交付されます。
取扱いについては通常の認定者と同様で、医療費助成も同様に受けることができます。
- ・特例申請は、新規申請時に同時に行うこともできます。なお、特例認定後の受給者証の有効期間の開始日は、特例申請日から(新規申請と同時申請の場合は新規申請日から)となります。

(3) 特例申請の流れ



(4) 申請時に必要な書類

①新規申請に必要な書類と同様

※臨床調査個人票については、却下通知書の却下通知日から概ね12か月以内の特例申請であれば、以前の申請で用いられた臨床調査個人票または当該却下通知書を代用として申請可能。

②医療費申告書（3か月分）

③医療機関、薬局、訪問看護ステーション発行の領収書（該当する3か月分）